

答 申 書

令和6年9月2日

松 山 市

令和6年9月2日

松山市長 野志 克仁 様

松山市総合計画審議会
会長 檀 裕也

第7次松山市総合計画基本構想(素案)について(答申)

令和6年4月23日付けで諮問のあった、第7次松山市総合計画基本構想(素案)について、別紙のとおり答申します。

**第7次松山市総合計画
基本構想(素案)についての答申**

**令和6年9月
松山市総合計画審議会**

はじめに

本審議会では、令和6年4月に「第7次松山市総合計画基本構想(素案)」の諮問を受け、専門的な見地や市民としての視点から積極的な議論を重ねてきました。

移り変わる時代の中で、人口減少・少子高齢化がさらに進行し、また、頻発する自然災害や、コロナ禍でコミュニケーションの機会が希薄になるなど、地域社会においてマイナスの影響が見られた一方で、テレワークの普及をはじめとするデジタル技術の活用が急速に広がるなど、プラスの影響も見られました。

第7次松山市総合計画は、こうした激動する社会情勢の中、新型コロナウイルス感染拡大の経験を経て策定される計画です。新たな総合計画を策定するにあたり、市民からは松山市の未来像について、「つながり」や「交流」、「自然」といったキーワードが多く挙げられたことから、計画にもその想いを反映していくことが求められます。

また、現在松山市では、JR 松山駅や松山市駅前の整備が進むなど、まちづくりの大きな転換期を迎えています。このような状況のもと、新たな時代に向け、「夢が広がり」「わかりやすく」「みんなで目指す」「しなやかで」「松山を選びたくなる」、新しい総合計画を策定しようとしています。

今後のまちづくりには、様々なことに挑戦する前向きな姿勢を持ち続けながら、自然との共生や、市民のウェルビーイングの実現を目指した取組などが求められ、行政と市民との共通指針である総合計画が果たす役割は大きなものであると考えます。計画の策定にあたっては、本答申の趣旨を最大限に尊重しながら、将来都市像を市民と共有し、その実現に向けて、ともに取組を進めていくものにされることを切に願います。

令和6年9月2日

松山市総合計画審議会

会長 檀 裕也

1. 総括的事項について

第7次総合計画では、松山市の地域特性や現状、課題を踏まえるとともに、人口減少や環境問題をはじめとする時代の潮流の変化を的確に捉え、それらの変化に対応した柔軟でしなやかなまちづくりを進めていくことが求められます。さらに、松山市に今後求められる対応が、計画の中で大きな方針として示されていることに加えて、目指す将来都市像につながるキーワードやイメージ、地域特性を、市民に分かりやすく伝えることが大切です。

また、松山市が「住みたいまち」、「住み続けたいまち」であるためには、まちの魅力をさらに高めるとともに、産業、観光、教育、防災など、様々な分野で、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず市民が自分らしく活躍し、多様な個性を認め合う環境を整えることが重要であり、誰もが安心して暮らし、市民一人ひとりの夢を実現できるまちづくりを進めることが求められます。さらに、様々な課題を解決するため、デジタル技術をはじめとした最新技術を、まちづくりの中で活用する視点も必要です。

市民とともにまちづくりを進めていくため、アンケートやワークショップなどから得られた多くの市民の声には、世代や立場、居住地域などの違いによる多様性があることを考慮しつつ、計画に反映することが重要です。加えて、市民に分かりやすい言葉や文章の意図が伝わりやすい表現に留意して計画に記述することが求められます。

2. まちづくりの理念について

コロナ禍を経て、かつての地縁や血縁といったコミュニティの継続がより一層困難になり、新たなコミュニティのあり方を模索している中、「つながる」をキーワードとしたことは評価でき、様々な主体間の新たな関係性の構築を後押ししていくことが大切です。

また、理念に掲げた「つながる力」のイメージや意図、効果のほか、「人」「まち」「仕事」をキーワードとして、それらがつながっていくことで「幸せ」が実現されるイメージを、市民に分かりやすく伝えることが重要です。

3. 将来都市像について

瀬戸内は古くから多くの人、物、文化が往来した歴史があり、近年では世界的な観光地として注目を集めるエリアです。将来都市像の「SETOUCHI」には、そのような背景から、松山市を中心に瀬戸内地域の特徴をいかし、市内外や世界とのつながりを広げること、さらに、アルファベット表記を用いることで新しいことに挑戦するというイメージが湧きます。瀬戸内地域の中でも、交流拠点としての松山市の独自性を発揮し、オンリーワンの魅力を打ち出していくことの重要性を、市民に分かりやすく伝えることが大切です。

また、時代の変化に応じた新たな取組を進めるだけでなく、変わらずに残る松山の良さを新しいものと調和させ、次代につなげていくことも重要です。

さらに、「人」「まち」「仕事」をつなげ、その輪を広げていくため、実効性のある取組を具体的に進めていく計画にすることが求められます。

4. まちづくりの方向性について

「まちづくりの方向性」を通じて、将来都市像に掲げた「SETOUCHI」への意識や「交流拠点」を目指すこと、また、キーワードとした「つながる」についても、「つながることの良さ」や「つながることで生まれる力」など「人」「まち」「仕事」が繋がった状態や効果を、市民に明確に伝わるような表現にすることが大切です。

(1)「人」がつながる

年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人を包含する視点で「人」がつながることを表現した文章にすることが大切です。

さらに、人口減少の問題から来る深刻な課題への対応には、人口流出や経済の衰退を抑制する視点だけではなく、地域住民の地元愛や誇りをいかに育み、高めていくかという視点も必要です。

こどもの学びでは、持続可能な社会づくりの担い手として、環境や防災・減災、福祉など様々な問題を、体験に基づいた多角的な視点から捉え、松山に居ながら、世界のこどもたちと一緒に情報格差がない環境で学び、ふるさとを想い、架け橋として松山とつながったままグローバルに活躍できるような教育の視点が求められます。

松山市は、他都市と比べて中心部に若者が多いことから、民間とも協力し、集まって情報交換できるような居場所づくりが必要です。また、外との交流や、外からの視点を通じて、松山の特徴や魅力を俯瞰し、地域への誇りや愛着を醸成することも重要です。松山にUターン・Iターンする人は、若者から高齢者まで、広い世代を対象にすることが望まれます。

若者の地元への定着を進めるためには、所得の向上だけではなく、学んだ技能を活かし、チャレンジできる環境があることも重要です。さらに、個人の成長や組織の活性化を後押しするものとして、自らが所属する組織の垣根を越えて交流できるなど、視野を広げる機会を提供することも求められます。

また、自分が興味のある活動を楽しみ、好きなことに打ち込める環境が整っているだけでなく、能力をさらに伸ばし、育成していくという観点も大切です。

子育てに関しては、妊娠前から出産を経て、こどもが大きくなるまで、こどもの成長段階や親の状況に応じた切れ目のない支援を行うことが求められます。また、子育てに限らず、地域での支え合いについては、地域の様々な立場の人それぞれが、誰かに対してできることを具体的に示すことで、市民に求められる行動が伝わりやすくなります。

さらに、松山の特徴や良さである、「自然」を通して人がつながることや、「観光客」との交流という観点も求められます。

(2)「まち」がつながる

「SETOUCHI」を意識し、「交流拠点」として打ち出すためには、交通機能を強化し、利用者の利便性を向上させ、まちとまちの回遊性を高めていくことが必要です。

「SETOUCHI」という視点は、市内のまちとまちだけでなく、市の周辺のまち、さらに外に広がるまちとも交流を進めて賑わいを生むという広域視点を含むことが大切です。

また、都市機能が集まり賑わいのある市内中心部と、豊かな自然が広がる山間部や、島しょ部など、松山市が持つ多様な地域の特性を生かし、まちとまちがつながることで、そこで暮らす市民や訪れる人々にとって魅力あるまちづくりが進むという視点が大切です。

例えば、道後へ観光に来た人が郊外の中山間地域や島しょ部を巡るなど、徒歩や自転車、公共交通といった多様な交通手段を活用し、松山の地域の多様性を体感できるような視点も必要です。

加えて、生物多様性という観点から、人同士だけでなく、生き物同士もつながっていくことも伝えるため、「緑」や「海」、「川」などの豊かな自然環境を地域自ら保全し、まちと自然の共生を図ることに加え、中山間地域や海、島といった地域資源が空港や駅から比較的近い松山ならではの立地条件を生かしていく視点も必要です。

なお、安全・安心については、自然災害に対する防災・減災に関するだけでなく、住環境や犯罪、交通事故に対する日常の安全・安心なども含め、誰に対しても理解しやすい言葉で周知や注意喚起を図ることが大切です。

さらに、地域の伝統やまつり、俳句など、受け継がれてきた松山市の良さを、こどもたちに残すこと、文化芸術・スポーツなど様々な分野で夢や希望を持ち、自らを高めていける土壌をつくることなども求められます。

(3)「仕事」がつながる

地域経済を活性化させるためには、様々な産業が市内外で積極的に連携することが大切です。また、新産業や新事業に目を向けることに加えて、既存産業の底上げという観点も重要で、人材を確保し、定着を促すためにも、強い産業が育成されていることが必要です。

また、観光業や農林水産業、製造業、海運業など、地域経済を活性化する産業のほか、サービス業や医療・福祉、教育など、市民の暮らしを支える産業で、異なる産業が仕事を通してつながり、連携していくという視点も大切です。

さらに、デジタル技術を導入したまちづくりを考える上で、人や物に加え、「情報」が集まることで、安心して多様な働き方が実現できると考えられます。そのような中では、今後、様々な産業が抱える人手不足などの課題に対応するため、自分の仕事に関する専門知識やスキルを学び直す「リカレント教育」が重要になります。

産業の将来像は、行政だけではなく企業自らも考え、行政は将来像の実現に向け、企業の意識改革を促し具体的な行動をサポートするなど、それぞれの主体の役割を意識することが重要です。

また、女性や若者、高齢者をはじめ、障がい者、外国人を含めた多様な労働者が活躍できる働き方や、ともに安心して働くことができる職場環境を整えることが大切です。愛媛や松山で働きたいという若い人たちにとっても、魅力的な企業が増えることや、労働環境の質を高めていくことが求められます。

観光振興に関しては、観光業だけではなく、多様な関連産業と連携していくことが大切です。また、デジタル化、DX を通じて、観光客の利便性や業務の効率、労働生産性を向上させることも重要です。さらに、持続可能な観光のためには、受入側と観光客の双方が、自然や文化など地域ならではの資源を守り、生かしていくという意識を持つことが求められます。

農林水産業に関しては、行政が積極的にバックアップする姿勢を示すことが大切であり、後継者問題への対応として、都市部からの幅広い人材確保に向けた積極的な情報発信や、松山ならではの特産品を生かした生産者の販路拡大支援など、幅広いアピールにつながる取組が必要です。

また、特別なスキルを持った人材のほか、働く場所を選ばないアーティストやデザイナー、建築家など、クリエイティブな仕事を持つ人などを国内外の様々な地域から受け入れ、松山で活躍できる拠点づくりに加え、若者のチャレンジを受け入れやすい組織づくり、地域づくりを進めていくことが重要です。

なお、企業誘致により、新たなビジネスや産業、雇用の創出など地域経済を活性化させていくことも、引き続き求められます。

5. 総合計画の進行管理

計画の進行管理では、PDCAサイクルの中で、市内部や外部の団体の評価に加え、市民の視点が加わることは重要であり、積極的に市民と情報を共有し、改善策をともに考えていくことが必要です。

人口が減少する中でも、ウェルビーイングの実現に向け、各分野にデジタル技術などが活用され、その取組を通して自分たちが幸せになっているか、地域が良くなっているかなど、まちづくりを自分たちのこととして捉えてもらうことが大切です。

また、外部環境の変化や予測の立たない時代であることを踏まえ、状況の変化に応じた柔軟な対応ができるようにすることが重要です。さらに、財政状況などを考慮して、優先すべき取組を精査することも求められます。

參考資料

第7次 松山市総合計画審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
井口 梓	愛媛大学 社会共創学部 地域資源マネジメント学科 准教授
岩田 和之	松山大学 経済学部 経済学科 教授
大石 紗己	独立行政法人 国際協力機構 愛媛デスク 国際協力推進員
影浦 紀子	松山東雲女子大学 人文科学部 心理子ども学科 准教授
倉本 逸男	公募
坂谷 安遥	公募
佐川 東輝枝	公益財団法人 えひめ女性財団 理事
高岡 奈々葉	公募
高須賀 大	公募
高田 名奈	株式会社日本政策投資銀行 松山事務所 副調査役
高橋 祐二	松山商工会議所 会頭
竹下 浩子	愛媛大学 教育学部 准教授
武田 孝二	全国農業協同組合連合会 愛媛県本部 副本部長
檀 裕也	松山大学 副学長
橋本 俊晴	公募
堀 利栄	愛媛大学 大学院理工学研究科 教授
本田 元広	公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 理事長
松村 暢彦	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 教授
村岡 則子	聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 社会福祉学科 教授
森脇 亮	松山市防災教育推進協議会 会長

松山市総合計画審議会 開催経過

回	開催日	会議内容
第1回	令和6年4月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱 ○会長及び副会長選出 ○諮問 ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定方針 ・審議会スケジュール ・総合計画序論(案)及び基本構想(素案) ・政策・施策体系
第2回	令和6年5月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回審議会の振り返り ・「まちづくりの方向性」(人がつながる・まちがつながる)
第3回	令和6年6月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議会の振り返り ・「まちづくりの方向性」(仕事がつながる) ・総合計画の進行管理 ・今後のスケジュール
第4回	令和6年7月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・第3回審議会の振り返り ・第1～3回審議会での意見総括 ・今後のスケジュール
第5回	令和6年8月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・基本計画の進捗 ・答申(案)
答申式	令和6年9月2日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○答申

○松山市総合計画審議会条例

昭和47年10月5日

条例第32号

改正 昭和51年7月5日条例第31号

平成4年3月25日条例第1号

平成10年3月23日条例第1号

平成14年3月20日条例第3号

平成15年12月19日条例第39号

(設置)

第1条 松山市総合計画策定に関し、審議するため地方自治法(昭和22年法律第67号)

第138条の4第3項の規定による松山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)

を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、松山市総合計画に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の役職員

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務

を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年7月5日条例第31号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成4年3月25日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月23日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月20日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月19日条例第39号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

